

投稿をお待ちしています

◆投稿の決まり

【お便り・エッセー】

郵便またはEメールで500字程度

【短歌・俳句・川柳・絵手紙】

短歌・俳句・川柳の場合は、はがきまたはEメールにジャンルを明記

【写真】

簡単な説明と撮影日、場所を明記

▼記入事項

郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号

▼宛て先

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3

宮城県社会福祉協議会

「いきいきライフみやぎ」係

Eメール g024@miyagi-sfk.net

▼注意点

原稿はお返ししません。添削することがあります。

三重投稿はご遠慮ください。お便り・エッセーには、年齢を明記。秀逸作品には図書カードを進呈します

2017春号締め切りは
1月31日(火)です

短歌

隣家女定年途端病ふなり
旦那介護で愛あればこそ

仙台市太白区 芳野 京子

最果ての竜飛岬の歌碑の前
のりのり歌う旅の人あり

大崎市 古内 かほる

黄金のフアラオ輝き帰り路は
金蛇水神社のボタンに酔いて

白石市 大庭 美智子

ゴールなき父の通院寄り添ひて
はやひとせの過ぎてしまぬ

名取市 高橋 スミコ

満たされた旅の朝です風の中
五感ゆっくり研ぎ澄ます我

仙台市太白区 真田 義子

俳句

手に久し旅行バッグや秋麗

加美町 板垣 綱紀

幼児の掌に温もれる木の实かな

大崎市 飯田 順子



切株に煙草休みや小六月

美里町 後藤 弓

行く秋や草木染なる肥後手毬

仙台市太白区 武藤 正

母の香の半纏羽織るそぞろ寒

仙台市泉区 矢口 瑛香

川柳

母親役楽しむ孫に子守りされ

大和町 山口 恵美子

遊園地遊具泣いてるスマホ族

仙台市宮城野区 矢野 力

孫の成長夫の自立同時に見る

塩釜市 本郷 幸子

膏薬を貼ってあげたい川の鮭

仙台市若林区 関 和幸

架空請求などトラブルは、消費生活センターに相談を

●消費生活センターを 存じますか？

消費生活センターは、消費者と事業者の間で発生した商品やサービスの契約に関するトラブルをはじめ、製品事故や借金など消費生活に関する相談を受け付ける行政機関です。相談は無料で、専門の相談員が電話や対面で相談を受け付けています。

●相談状況について

宮城県消費生活センターと県内6カ所の県民サービスセンターを合わせた、県に寄せられた昨年度の相談件数は7741件。その前年度と比較すると1081件減少しました。しかし60代以上の高齢層からの相談が、依然として全相談件数の約3割を占めています。

●高齢者のインターネット トラブル

スマートフォンがさまざまな世代に急速に普及したことなどにより、インターネット情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が全相談の約20%を占め、5年連続最多となりました。60代や70代の年代においても最多の相談件数となっています。

インターネットやスマートフォンを使いこなすアクティブシニアが増加したことで、60歳以上でもアダルトサイトなど



の架空請求やワンクリック請求、インターネット通販などの相談が多くなっています。

そんなインターネットトラブルの中で、特に注意していただきたい事例を紹介します。

【架空請求 事例】

スマートフォンに「サイト利用料金課金中。利用しない場合は退会手続きのため、至急ご連絡ください」というメールが届いた。身に覚えがなかったため、記載されている連絡先に連絡すると「身に覚えがなくても携帯電話の自己管理責任があるので、利用料をきょう中に支払うように」と言われた。

【架空請求とは】

身に覚えのない請求に関するメールやはがきが、弁護士や公的機関のよつな名称から届き、「裁判にする」「財産を差し押さえる」などの文面で消費者の不安をあおり、消費者が業者に連絡を取るよう仕向ける手口です。一度連絡してしまうと、氏名や電話番号、住



所などの個人情報を知られてしまい、しつこく連絡されたり金銭を要求されたりします。

【対策】

※身に覚えがなければ連絡せず、無視しましょう。
※一度このようなメールが届くと、今後も届く可能性があります。気になる場合はメールアドレスを変えすることも対策の一つです。



●一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう！

不安や疑問を感じた際は、宮城県消費生活センターや、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



宮城県消費生活センター
TEL022-261-5161
9:00~17:00
(土・日曜は16:00まで)
※祝日・年末年始を除く



©宮城県・旭プロダクション